

監査報告書

平成25年5月24日

学校法人 聖和学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 聖和学園

監事 今野 守 

監事 狭間 兼枝子 

監事 渡会 純 

私たちは学校法人聖和学園の監事として私立学校法第37条第3項及び学校法人聖和学園寄附行為第15条並びに学校法人聖和学園監事監査規程に基づき、同学園の平成24年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の業務及び財産の状況を監査いたしました。

私たちは監査に当たり、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、また授業等の視察など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討しました。

1. 業務監査

学校法人聖和学園の業務に関し、不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認める。なお一層の内部統制・管理運営体制及び遵守体制のより確固たる体制整備構築が望まれる。

2. 会計監査

学校法人聖和学園における財産目録及び計算書類(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び附属明細表)は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況は正しく管理されている。また公認会計士と連携をとるなど、平成24年度の計算書類についても適切である。

以上の2点について、監事として学校法人聖和学園内部監査委員会とも連携をとり、平成24年度における業務の執行並びに関係書帳簿等を監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月7日

学校法人 聖和学園
理事会 御中

霞友有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 依田友志

公認会計士 鈴木一樹



当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和51年7月13日付け文部省告示第135号に基づき、学校法人 聖和学園の平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実

施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人 聖和学園の平成25年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上